

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南大隅町長

## 公表日

令和7年9月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険資格の取得、喪失の決定</li><li>②介護保険料額の算定</li><li>③納入通知書による介護保険料額の通知</li><li>④介護保険料の納入状況の管理</li><li>⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施</li><li>⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li><li>⑦介護保険に関する証明書等の発行</li><li>⑧介護保険資格台帳の照会</li></ul>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①番号法第9条第1項 別表第一 68項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる項 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120の項</p> <p>(別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第2条,第3条,第5条,第6条,第19条,第25条,第30条,第32条,第33条,第43条,第44条,第47条,第55条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険」が含まれる項 93,94の項</p> <p>(別表第二の主務省令における情報照会の根拠) : 第46条,第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	

一

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
-----	---

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
-----	---

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次ののような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I-5-② 所属長	介護福祉課長 水流 祥雅	介護福祉課長 上之園 健三	事後	H28.4.1 人事異動
平成28年9月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 (情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二	①番号法第9条第1項 別表第一 68項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を 番号法第19条第7項 別表第二	事後	見直し
平成28年9月12日	I-4-② 法令上の根拠			事後	見直し
平成28年9月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	I-5-② 所属長の役職名	介護福祉課長 上之園 健三	介護福祉課長	事後	記載事項変更
令和1年6月7日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新規項目	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	IV-2 特定個人情報の入手	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-3 特定個人情報の使用	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新規項目	委託しない	事後	
令和1年6月7日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	新規項目	提供・移転しない	事後	
令和1年6月7日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-8 監査	新規項目	[○]自己点検	事後	
令和1年6月7日	IV-9 従事者に対する教育・啓発	新規項目	十分である	事後	
令和2年4月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事後	令和3年法律第37号による法改正による変更
令和7年9月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	